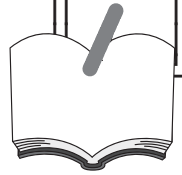


年金のはなし

新成人の皆さんへ 20歳になったら国民年金



国民年金は、年をとった時やいざという時の生活を、現役世代みんなが支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若い時に公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとった時や、病気やケガで障がいが残った時、家族の働き手が亡くなった時に、年金を受け取ることができる制度です。

国民年金のポイント

◎将来の大きな支えになります
国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◎老後のためだけのものではありません
国民年金には、年をとった時の老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障がいが残った時に受け取れます。

す。また、遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」や「子」)が受け取れます。

「学生納付特例制度」と「保険料納付猶予制度」

★「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

★「保険料納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

ご不明な点はお気軽にご相談ください。

保健福祉課戸籍担当
電話 56・2123

住所が変わったら、
すみやかに届出を
お願いします



住民基本台帳には、氏名、住所、生年月日、世帯主との続柄などが記録され、国民健康保険や医療費など各種行政サービスの基礎として活用されています。

行政サービスを確実に受けるために、引越など居住場所に変更があった場合(行政区の変更も含む)や、実際に住んでいるところに住民登録をしていない方は、速やかに住民登録の届出(転入・転出・転居など)をしてください。法律では異動のあった日から14日以内に届出をすることとなっていますので、住民基本台帳への正しい登録をお願いします。

◆住民登録に関するお問い合わせ

保健福祉課戸籍担当
電話 56・2123

占冠村の放射線量の状況 (11月)

測定日 11月10日

【単位：マイクロシーベルト毎時】

測定場所	測定時間	天候	測定値	測定場所	測定時間	天候	測定値
占冠中央小学校グラウンド	9:35	雪	0.029	占冠へき地保育所グラウンド	9:45	雪	0.047
双民館グラウンド	10:05	雪	0.056	トマム小中学校グラウンド	11:05	雪	0.053
占冠地域交流館グラウンド	10:25	雪	0.054	トマムへき地保育所グラウンド	11:12	雪	0.046

※北海道の空間放射線率モニタリング結果(上川総合振興局0.0209~0.0900)と比較して平常レベルと判断されます。

「北海道の空間放射線率モニタリング結果」は、下記のホームページで公開されています。
「環境放射線測定結果【北海道立衛生研究所】」 <http://www.iph.pref.hokkaido.jp/>

■お問い合わせ 総務課総務担当 電話56-2121



秋の全道火災予防運動実施！

防火標語「消しましょう その火その時 その場所で」

平成28年10月7日（金）に防火啓蒙ゲートボール大会を実施しました。

本大会が今回で30回目を迎え、占冠消防団及び占冠支署より、ゲートボール協会々長の富田睦雄さんに感謝状を贈呈しました。大会当日はあいにくの悪天候により、占冠村コミュニティプラザでの開催となりましたが、赤岩、つつじ、しらかば、消防の4チームが参加し、熱戦の末、「つつじチーム」が優勝に輝きました。



救急出場状況 (10月分)

交通事故	7件	(6人)
一般負傷	1件	(1人)
転院搬送	1件	(1人)
急病	5件	(5人)
10月計	14件	(13人)
累計	144件	(133人)

※ ()内は搬送人員

また、平成28年10月15日から31日までの17日間、秋の全道火災予防運動を実施し、防火パレード、占冠・トマム地区査察、高齢者住宅への防火訪問を行いました。今年度も占冠村消防後援会（長谷川耿聡会長）から高齢者住宅防火訪問時に「防火啓蒙かぼちゃ」を配布し、みなさんにとっても喜んでいただきました。



今年も残りわずかとなりましたが、体調や火の元には十分注意して過ごしましょう。

富良野広域連合 富良野消防署占冠支署 ☎56-2119

本格的な冬が到来！
冬型の運転を意識して、安全運転を心がけましょう

■冬型交通事故の事例

○前車への衝突事故
乾燥路面に比べ、圧雪路面で約3倍以上、凍結路面で約6〜7倍程度滑りやすい状態にあるといわれています。交差点の停止時等になかなか止まれずヒヤッとした経験はありませんか。運転する際には、十分な車間距離をとるようにはしましょう。

○カーブでのスリップ

雪道でハンドルを切りながらブレーキをかけるのは非常に危険です。対向車線へはみ出しや路外逸脱事故につながります。特に、対向車線にはみ出した正面衝突事故では死亡事故につながりやすい傾向にあります。カーブの手前では早めにブレーキをかけ、十分に減速しましょう。

■道東自動車道代替路措置

○国道274号の通行止めにあたり、道東自動車道占冠インターチェンジから十勝清水インターチェンジ間では一定の利用条件下で無料化措置がとられています。占冠インターチェンジで下り、転回して再度高速道路に乗りなおす車両が増加し、それを原因とした交通事故も発生しています。

交通安全

SAFTY DRIVE



交通安全対策においては、北海道警察や北海道開発局と協議し、転回禁止の啓発看板やラバーポールの設置等を行っています。村民の皆様におかれましては、村内を運転・歩行される際は十分にお気をつけください。

準備を面倒くさがらない

○冬季は必ずドライブ前の点検整備を怠らないようにしましょう。

・バッテリー

出発前にガソリンスタンド等でチェックしておきましょう。

・不凍性軽油

冬季は普通の軽油は凍結することがあります。ディーゼル車にお乗りの方は不凍性軽油を補給しましょう。

・燃料残量

雪道では、普段より燃料を消費します。残量を常に確認しましょう。

・ウォッシュャー液

雪道走行では視界を確保するために、ウインドウォッシュャー液を大量に消費します。こちらも残量の確認を怠らないようにしましょう。